



株式会社 大庄

(証券コード：9979)

第45回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成28年11月25日（金曜日）
午前10時

(受付開始は午前9時を予定しております。)

場 所

東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

目 次

● 第45回定時株主総会招集ご通知 …	1
● 事業報告 ……………	3
● 連結計算書類 ……………	25
● 連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 ……………	36
● 監査役会の監査報告書 ……………	37
● 計算書類 ……………	38
● 会計監査人の監査報告書 ……………	48
● 株主総会参考書類 ……………	49
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役1名選任の件	
第3号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	
第4号議案 監査役に対する 退職慰労金制度廃止に 伴う打切り支給の件	

(証券コード 9979)
平成28年11月9日

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目22番1号
(本社事務所 東京都大田区大森北一丁目1番10号)
株 式 会 社 大 庄
代表取締役社長 平 了 寿

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年11月24日(木曜日)午後5時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 平成28年11月25日(金曜日)午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)
- 2. 場 所** 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス
[末尾に記載の「第45回定時株主総会会場案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。]
- 3. 目的事項**
 - 報告事項** (1) 第45期(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第45期(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)計算書類報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第4号議案 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 株主総会にご出席いただく場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



**株主総会
開催日時**：平成28年11月25日（金曜日）午前10時（午前9時開場）

(2) 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。



行使期限：平成28年11月24日（木曜日）午後5時50分到着分まで

(3) その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(4) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daisyo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善は進みましたが、世界情勢に対する不安や中国経済の減速懸念に加え、急激な円高・株安が進む一方で日銀によるマイナス金利政策が行われるなど、景気の先行き不透明感がより一層高まる状況下で推移いたしました。

外食業界における消費動向につきましては、訪日外国人客による需要拡大は見られたものの、将来不安に対する節約志向の高まりから消費マインドの低迷が続き、依然として大きな回復には至りませんでした。

このような状況の中で、当社グループは、店舗リストラクチャリングの推進、店舗業態ポートフォリオの充実化、MD（マーチャンダイジング）戦略のさらなる強化、新しい事業分野への進出、仕入調達力の強化、経営管理システムの革新など様々な施策に取り組みました。

一方、店舗展開におきましては、新規出店を16店舗、店舗改装（業態転換を含む）を54店舗、店舗閉鎖を53店舗で行いました。特に店舗改装では、最新のお客様ニーズを取り込んだ新しい「専門店」業態の開発を強化し、不振業態からの転換を図りました。その結果、「肉バル・ランプキャップ」「とり家ゑび寿」「羊肉酒場・悟大」など反響の大きいヒット業態が続々と誕生し、今後の収益力拡大に向けての基盤づくりを行うことができました。

これにより、当連結会計年度末のグループ直営店舗数は、前年同期末に比べ37店舗減少の541店舗となっております。店舗業態の内訳としては、庄や188店舗、日本海庄や99店舗、歌うんだ村50店舗、やるき茶屋44店舗、大庄水産33店舗、築地日本海16店舗、築地寿司岩13店舗、とり家ゑび寿12店舗、ファンタジー8店舗、その他業態78店舗となっております。さらにフランチャイズ店の店舗数は182店舗となっております。

以上の結果、当期の連結売上高は、前年同期に比べ3.1%減少の68,537百万円となりました。

一方、利益面につきましては、閉店や改装店の増加による売上高減少により売上総利益額が減少したことに加え、改装店の増加に伴う一時的な費用が嵩んだことが影響し、営業損失は24百万円（前年同期は営業利益190百万円）、経常損失は73百万円（前年同期は経常利益181百万円）となりました。

また、保有資産の売却により固定資産売却益を4,990百万円計上したことに対して、閉店や改装に伴う除却損や減損損失などの特別損失を2,804百万円計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,419百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,049百万円）となりました。

また、事業の種類別セグメントの概況としては、次のとおりであります。

<飲食事業>

前期および当期に実施した店舗閉鎖や改装による売上減少が影響し、売上高は前年同期に比べ4.8%減少の56,857百万円となりました。

<卸売事業>

グループ外部取引先への食材卸売が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ1.7%増加の4,335百万円となりました。

<不動産事業>

売上高は前年同期に比べ0.7%増加の1,055百万円となりました。

<フランチャイズ事業>

売上高は前年同期に比べ0.7%増加の399百万円となりました。

<その他事業>

物流子会社が行うグループ外部取引先への配送業務が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ10.3%増加の5,888百万円となりました。

また、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業セグメント区分					前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減(△)	
					売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
						%		%		%
庄			や	18,925	26.7	18,289	26.7	△635	△3.4	
日	本	海	庄	14,314	20.2	12,914	18.8	△1,400	△9.8	
や	る	き	茶	5,113	7.2	4,417	6.4	△695	△13.6	
歌	う	ん	だ	4,424	6.3	3,692	5.4	△732	△16.5	
大		庄	水	3,078	4.4	3,501	5.1	423	13.8	
築	地	日	本	3,205	4.5	3,014	4.4	△190	△5.9	
築	地	寿	司	1,519	2.1	1,229	1.8	△290	△19.1	
そ		の	他	9,141	13.0	9,797	14.4	656	7.2	
飲	食	事	業	計	59,722	84.4	56,857	83.0	△2,864	△4.8

(単位：百万円)

事業セグメント区分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減(△)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
卸 売 事 業 計	4,261	6.0	4,335	6.3	74	1.7
不 動 産 事 業 計	1,048	1.5	1,055	1.5	7	0.7
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業 計	397	0.6	399	0.6	2	0.7
そ の 他 事 業 計	5,336	7.5	5,888	8.6	552	10.3
合 計	70,765	100.0	68,537	100.0	△2,227	△3.1

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は2,383百万円で、新規出店や改装店等による有形固定資産取得投資額が2,274百万円、新規出店等による敷金・保証金差入投資額が109百万円であります。なお、当連結会計年度における新規出店の状況は次のとおりであります。

NO	開 店 月	店 舗 名	
1	平成27年10月	大 庄 水 産	刈 谷
2	平成27年10月	と り 家 糸 び 寿	青 砥
3	平成27年11月	大 庄 水 産	佐 世 保
4	平成27年11月	大 庄 水 産	帯 広 2 号
5	平成27年12月	庄 や	馬 込 沢
6	平成27年12月	CAFE&BAKERY MIYABI	大 森
7	平成28年4月	大 庄 水 産	明 石 駅 前
8	平成28年5月	庄 や	青 物 横 丁
9	平成28年5月	大 庄 水 産	京 急 蒲 田 あ す と ウ ィ ズ
10	平成28年6月	カ ラ ハ イ ゴ ー ル ド	立 川
11	平成28年6月	R U M P C A P	立 川
12	平成28年6月	焼きとん・もつ鍋お多福	立 川
13	平成28年6月	八 田 與 一	立 川
14	平成28年7月	と り 家 糸 び 寿	北 松 戸
15	平成28年7月	羊 肉 酒 場 悟 大	用 賀
16	平成28年7月	と り 家 糸 び 寿	用 賀

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要する資金は、自己資金および借入金により充当しております。

(4) 対処すべき課題

当社が、前々期より取り組んでいる「業務構造改革」については、将来に向けていかなる環境変化にも対応できる強固な経営基盤を構築することを目指しております。この改革をより実効あるものとするために、来期においてもさらなる改善策を講じるとともに、第2、第3の経営改革にも取り組んでいきたいと考えております。

具体的に対処すべき課題としては、店舗改装の強化、店舗業態ポートフォリオの充実化、MD（マーチャンダイジング）改革の推進、「新物流センター」開業に向けた外販事業の拡大、外国人観光客をターゲットとするインバウンド事業の取り組み、有能な「調理人」の育成とモチベーションアップなどに取り組み、これらの点を重視して実施することにより、収益力の向上を図りたいと考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第42期 (平成25年8月期)	第43期 (平成26年8月期)	第44期 (平成27年8月期)	第45期 (平成28年8月期)
売上高(百万円)	77,680	73,116	70,765	68,537
経常利益または経常損失(△)(百万円)	1,279	△1,147	181	△73
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	163	△1,607	△2,049	1,419
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	7円88銭	△77円70銭	△99円6銭	68円63銭
総 資 産(百万円)	48,401	45,188	42,719	41,010
純 資 産(百万円)	26,310	24,446	22,053	23,174
1株当たり純資産	1,264円88銭	1,174円43銭	1,058円41銭	1,112円5銭

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 業 務 内 容
株式会社 ディ・エス物流	百万円 99	% 100.0	貨物自動車運送業および酒類・食料品販売
米川水産株式会社	90	100.0	水産物、水産加工品販売
株式会社 アサヒビジネスプロデュース	60	75.0	不動産事業および害虫防除事業
新潟県佐渡海洋深層水株式会社	96	100.0	飲料水等の製造・販売
株式会社 ミッドワーク	10	80.0	業務用空調機の洗浄・修理

(注) 当社は、平成27年10月20日に株式会社ミッドワークの発行する一部株式を取得するとともに、同日付で同社が実施した第三者割当増資にて株式を引き受け、同社を連結子会社としております。
また、株式会社アルスにつきましては、平成28年8月31日付で当社が保有する全株式を売却したため、子会社から除外いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成28年8月31日現在）

当社の企業集団は、当社および連結子会社5社ならびに関連会社1社で構成され、飲食店舗チェーンの展開による飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する食材の卸売事業、不動産事業、フランチャイズ事業、運送およびその他サービス事業等の事業活動を展開しております。具体的事業としては次のとおりであります。

- ① 飲食事業：飲食店舗チェーンの展開
- ② 卸売事業：生鮮食材等の卸売、フランチャイズ店への食材卸
- ③ 不動産事業：不動産の賃貸・管理
- ④ フランチャイズ事業：フランチャイズ店への経営指導等
- ⑤ その他事業：食材等の運送、飲料水等の製造・販売

(8) 主要拠点等（平成28年8月31日現在）

- ① 当社の主要な事業所および工場の状況

当社本	東京都大田区大森北一丁目1番10号
当社中部営業所	愛知県名古屋市南区駈上二丁目5番30号
当社物流センター	東京都品川区東品川一丁目32番15号
当社名古屋物流センター	愛知県名古屋市熱田区千代田町11番24号

- ② 子会社の事業所および工場

株式会社ディ・エス物流本社	東京都中央区勝どき四丁目5番12号
米川水産株式会社本社および工場	東京都中央区勝どき四丁目5番12号
株式会社アサヒビジネスプロデュース本社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番7号
新潟県佐渡海洋深層水株式会社本社および工場	新潟県佐渡市多田960番地
株式会社ミッドワーク本社	千葉県柏市松ヶ崎104番地10号

③ グループ店舗

・直営店……………541店舗

・フランチャイズ店……………182店舗

都道府県				直営店	フランチャイズ店	合計
				店	店	店
東			都	212	45	257
埼			県	26	84	110
神			県	90	7	97
奈	京	川	県	56	9	65
千	玉		県	18	4	22
愛			県	21	0	21
静	葉		県	9	4	13
茨	知		県	0	13	13
栃	岡		県	9	3	12
群	城		県	6	6	12
長	木		県	10	0	10
新	馬		県	8	1	9
福	野		県	6	0	6
三	潟		県	2	4	6
山	島		道	5	0	5
北	重		県	5	0	5
富	梨		県	5	0	5
長	海		道	4	0	4
青	山		県	4	0	4
宮	崎		県	4	0	4
石	森		県	4	0	4
大	城		府	4	0	4
岡	川		県	4	0	4
兵	阪		府	4	0	4
福	山		県	4	0	4
岐	庫		県	4	0	4
岩	岡		県	3	1	4
山	阜		県	3	0	3
京	手		府	2	0	2
島	形		県	2	0	2
広	都		府	2	0	2
山	根		県	2	0	2
宮	島		県	2	0	2
滋	口		県	1	0	1
和	崎		県	1	1	2
香	賀		県	1	0	1
愛	山		県	1	0	1
高	川		県	1	0	1
佐	媛		県	1	0	1
熊	知		県	1	0	1
鹿	賀		県	1	0	1
	本		県	1	0	1
	島		県	1	0	1
			県	1	0	1
合	計			541	182	723

(9) 使用人の状況 (平成28年8月31日現在)

区 分	人 数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
飲 食 事 業	2,428	△257	42.3	8.0
卸 売 事 業	123	△19	42.4	10.3
不 動 産 事 業	27	2	40.9	7.2
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	10	2	54.6	16.2
そ の 他 事 業	643	96	41.1	6.6
合 計 ま た は 平 均	3,231	△176	42.1	7.8

- (注) 1. 上記従業員数には、パート・アルバイトの期中平均人数3,162人（1日8時間換算）は含んでおりません。
2. 関係会社従業員については、主要事業の区分に集計されております。
3. 従業員数が前期末に比べ全体で176人減少しておりますが、その主な理由は平成28年8月31日に当社の保有する株式会社アルスの全株式を売却したことにより当社の子会社でなくなったためであります。

(10) 主要な借入先および借入額 (平成28年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,167
株 式 会 社 横 浜 銀 行	895
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	869
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	241
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	220
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	174
株 式 会 社 千 葉 銀 行	153
株 式 会 社 常 陽 銀 行	100
株 式 会 社 り そ な 銀 行	80
株 式 会 社 伊 予 銀 行	50
愛 知 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	35
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	30

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 21,198,962株
(自己株式 513,355株を含む)
(3) 株 主 数 28,209名
(4) 大 株 主 の 状 況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 宇 宙	5,896 ^{千株}	28.5 [%]
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,996	9.7
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	1,000	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	705	3.4
サ ッ ポ ロ ビ ー ル 株 式 会 社	700	3.4
平 辰	625	3.0
大 庄 従 業 員 持 株 会	519	2.5
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	429	2.1
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	420	2.0
サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社	343	1.7

(注) 上記大株主には、自己株式（513,355株）は含まれておりません。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成28年8月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成28年8月31日現在）

(1) 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 了 寿	経 営 全 般	(株)宇宙 代表取締役社長 (株)ディ・エス物流 代表取締役会長 米川水産(株) 取締役副会長
取締役相談役	平 辰	経 営 全 般	米川水産(株) 代表取締役会長 (株)アルス 代表取締役会長 新潟県佐渡海洋深層水(株) 代表取締役会長 (株)ミッドワーク 代表取締役会長 協同組合庄や和食グループ 理事長 (株)宇宙 取締役
専務取締役	石 村 公 一	商 品 本 部 長 兼外販営業開発部長	(株)アルス取締役 新潟県佐渡海洋深層水(株) 取締役
専務取締役	水 野 正 嗣	管 理 本 部 長	米川水産(株) 取締役 (株)アルス 取締役 新潟県佐渡海洋深層水(株) 取締役 (株)ミッドワーク 取締役
常務取締役	林 田 泰 徳	営 業 本 部 長 兼法人営業推進室長	
常務取締役	青 柳 英 一	人 事 ・ 総 務 本 部 長 兼 戦 略 事 業 部 長 兼 社 長 室 長	(株)アサヒビジネスプロデュース 取締役 (株)ディ・エス物流 取締役
取 締 役	三 浦 一 朗		
取 締 役	平 尾 覚		西村あさひ法律事務所 弁護士 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外 取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「スポーツ指導における暴力行為等に関する 第三者相談・調査委員会」 特別委員
常勤監査役	佐々木 芳 広		新潟県佐渡海洋深層水(株) 監査役
監 査 役	長 岡 勝 美		長岡税務会計事務所 所長
監 査 役	寺 坂 史 明		
監 査 役	田 村 潤		
監 査 役	内 山 義 雄		内山公認会計士事務所 所長 株式会社キビラ 取締役

- (注) 1. 取締役三浦一朗氏および平尾覚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち長岡勝美氏、寺坂史明氏、田村潤氏および内山義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役長岡勝美氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役内山義雄氏は、公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏および社外監査役長岡勝美氏、内山義雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
6. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏および社外監査役長岡勝美氏、寺坂史明氏、田村潤氏および内山義雄氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。
7. 取締役相談役平辰氏は、一身上の都合により平成28年8月31日をもって辞任いたしました。
8. 取締役青柳英一氏は、平成27年12月16日開催の取締役会において、常務取締役に選定され就任いたしました。
9. 平成27年11月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役および監査役が異動しております。

就任	取締役	三浦一朗
就任	取締役	平尾覚
退任	取締役	寺田徹郎
退任	取締役	平山等
退任	取締役	木目田裕
就任	監査役	寺坂史明
就任	監査役	田村潤
就任	監査役	内山義雄
退任	監査役	丸山紘史
退任	監査役	松田繫

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (3名)	480百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	8名 (6名)	26百万円 (12百万円)
合計 (うち社外役員)	19名 (9名)	506百万円 (21百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役に対する報酬限度額は年額360百万円であります。(平成3年11月27日定時株主総会決議)
 2. 株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は年額36百万円であります。(平成3年11月27日定時株主総会決議)
 3. 上記、報酬等の総額には当該事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

(3) その他会社役員に関する重要な事項

平成28年9月1日付で以下のとおり担当および重要な兼職の状況の変更を行いました。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常務取締役	林 田 泰 徳	営業本部長	

(4) 社外役員の状況

- ① 他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況 (平成28年8月31日現在)

区 分	氏 名	他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況
取 締 役	三 浦 一 朗	
取 締 役	平 尾 覚	西村あさひ法律事務所 弁護士 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員
監 査 役	長 岡 勝 美	長岡税務会計事務所 所長
監 査 役	寺 坂 史 明	
監 査 役	田 村 潤	
監 査 役	内 山 義 雄	内山公認会計士事務所 所長 株式会社キビラ 取締役

- (注) 上記社外役員が業務執行者、社外役員を兼務する法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	三 浦 一 朗	就任後開催の取締役会においては、10回中10回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。
取 締 役	平 尾 覚	就任後開催の取締役会においては、10回中10回に出席し、主に弁護士としての専門的な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。
監 査 役	長 岡 勝 美	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、監査役会においては16回中16回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的な知見から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	寺 坂 史 明	就任後開催の取締役会においては、10回中10回に出席し、監査役会においては11回中11回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	田 村 潤	就任後開催の取締役会においては、10回中10回に出席し、監査役会においては11回中10回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	内 山 義 雄	就任後開催の取締役会においては、10回中9回に出席し、監査役会においては11回中10回に出席し、主に公認会計士としての専門的な知見から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

- | | |
|---|-------|
| (1) 名称 新日本有限責任監査法人 | |
| (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 31百万円 |
| (3) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 63百万円 |
| (4) 会計監査人の報酬額の同意について | |

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項以外の業務である基幹システムアドバイザー業務等についての対価を支払っております。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、平成27年8月12日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法および改正会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議しております。

また、その運用状況については、以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務執行の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員の職務の執行が法令・定款および社内規程に適合することを確保するために、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、取締役がこれを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任を遂行する。
- ② 取締役会については、「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めにより、月1回の定期開催を原則とし、必要に応じて随時開催する。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、弁護士等その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努める。
- ③ 取締役の職務執行については、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査規程」の定めにより経営執行に対する監督強化を図る。なお、取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、取締役会に報告し、その是正を図り、適切かつ厳正な運営を実行する。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会の職務執行に係る取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の保存管理すべき情報については、「文書取扱規程」「情報管理規程」に基づき保存期間・保存方法等を明確にし、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が何時でも閲覧可能な状態を維持する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報等は、「情報管理規程」に定める情報区分に従った表示を施して記録・保存する。また、電磁的媒体の記録情報にはアクセス制限を付す等のセキュリティ管理を行う。
- ③ 取締役の職務執行に関する情報等の作成、保存、管理状況について、監査役が監査する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制

- ① 当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因として、下記事項が内在していることを認識し、取締役および従業員全員が共有し対応する。
 - イ. 経営戦略の意思決定において十分な情報、分析、検討等の欠如による戦略ミスが、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼすリスク
 - ロ. 食中毒や食材事故の発生により、店舗の一定期間の営業停止や営業認可取消し、ブランドの失墜、損害賠償の請求等を被るリスク
 - ハ. 役員や従業員の不正行為やコンプライアンス違反により、社会的信用の失墜や経営に重大な支障を被るリスク
 - ニ. 投資活動において当初計画の回収ができずに重大な損失となるリスク
 - ホ. 不測の事態により情報管理システムに障害が発生し、物流体制や店舗運営体制に支障をきたすことにより、業績に重大な損失を被るリスク

へ、自然災害や火災、店舗や工場での不測の事故等により、店舗営業を中断せざるを得ない状況が発生した場合に業績や財政状態に重大な影響を被るリスク

ト、その他の経営に重大な影響を被るリスク

- ② リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を定め、取締役および従業員全員が認識を共有する体制を構築する。また、内在する個々のリスクについては、管理責任者を任命し、適切な対策を実施して発生の未然防止を図る。
- ③ 各部門の担当役員は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図る。また、「リスク管理委員会」を定期に開催し、想定されるリスクの予防策策定および顕在化したリスクの対応と再発防止策を実行する。
- ④ 不測の事態が発生した場合の「危機管理規程」を定め、不測の事態発生時には、直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を組成し、顧問弁護士、外部専門家等のアドバイスを受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限に食い止める体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、取締役会の月1回の定例開催および重要事項については、必要に応じて随時取締役会を開催する。
- ② 重要事項については「取締役会付議規程」を定め、取締役会に付議する担当取締役が中心となって関係各部門と十分に事前協議し、取締役会の審議を経た上で執行決定を行う。
- ③ 取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努める。

(5) 当社の使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員の職務執行が円滑かつ適正に運営される基本として、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、これの遵守の徹底に努める。
- ② 会社のコンプライアンスを統括する専門組織として「コンプライアンス統括室」を置き、コンプライアンスの社内徹底、教育研修等の取組み状況を監査し、維持・向上を図り機能性を高める。
- ③ 「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、監視する体制を構築する。
- ④ コンプライアンス教育・指導については、研修制度にカリキュラムを織り込み実施する。また、その結果を取締役ならびに監査役に適宜報告してコンプライアンス体制の充実を図る。
- ⑤ 法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報制度規程」を定め、第三者機関および内部監査部を直接の通報受理者とする社内通報システムを設置し、早期に問題点の対応を図る。なお、運営に当たっては、情報提供者の保護など「内部通報制度規程」の定めに従って対応する。

(6) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社および子会社との間では、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図る。
 - ロ. 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、必要な事項につき当社への報告もしくは申請を行い、その内容・重要度に応じて当社の取締役もしくは当社の取締役会が当社としての決裁を行う。また、必要に応じ、当社の取締役会・監査役会に子会社の役員員を出席させ、その事項の報告や意見を求める。
 - ハ. 子会社の取締役および役員員の職務執行に係るその他事項については、必要に応じ、当社の子会社担当部署である「関連事業室」および子会社担当取締役が、その都度報告を受ける体制とする。
- ② 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社の内部監査部が子会社に対して定期的に業務監査を行うとともに、必要に応じて当社の経理部が四半期毎の会計監査を行うなど、当社関係各部署がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努める。
 - ロ. 当社が行う子会社に対する監査等において、損失の危機のある業務執行行為が認識された場合には、その内容および損失の程度について直ちに当社代表取締役社長および担当取締役に報告し、当社および子会社は、「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づいて適時適切な対処を実施する。
- ③ 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - イ. 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、当社の各種主要規程を参考に、各々「取締役会規程」や「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌」などを策定し、効率的な職務執行を行う。
 - ロ. 子会社は、毎月または四半期毎の定例取締役会や必要に応じた臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図る。
 - ハ. 子会社の年度計画や予算策定に当たっては、子会社の取締役と当社の取締役との予算策定会議において相互に十分な討議を行った上で策定し、当社の取締役会でグループ予算として承認決議した上で執行する。また、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図ることでグループ全体の効率的運営を図る。

- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社の「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」は、グループ会社の行動指針として適用し推進する。さらに、子会社にも当社の諸規程を踏まえた各社毎の規程を整備させることにより、グループ全体の業務の適正を確保する運営に努める。また、当社「コンプライアンス統括室」は、グループ子会社に対しても教育研修等を通してコンプライアンス意識の向上を図る。
 - ロ. 当社の内部監査部は、定期的に子会社の業務監査を実施し、法令および定款に従い適正かつ効率的に執行されているか等の監査を行う。また、当社監査役は、子会社監査役との連携を密にし、子会社の内部統制システムの有効性について定期的に検証する。
 - ハ. 当社グループにおいては、グループ内部統制の強化を図るため、当社の取締役、監査役および幹部従業員が、子会社の非業務執行取締役もしくは監査役として就任しており、子会社の取締役会等を通して経営状況の報告を受ける。
- ニ. 子会社においても、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報体制として「内部通報制度規程」を定め、子会社内の通報受理者とは別に、第三者機関（社外の弁護士）および当社の内部監査部を通報受理者（ホットライン窓口）とするグループ内通報システムを設置する。これにより、子会社内に止まらない早期の問題事象の対応を図る。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
- ② 運営に当たっては、監査役補助者の人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については常勤監査役の同意を得た上で決定し、取締役会からの独立性を確保するとともに、監査役補助者は他部署の役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令に従うことで監査役の指示の実効性を確保する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - イ. 当社の取締役および使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。
 - ロ. 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長や内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

- ② 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 子会社の取締役・監査役および使用人は、法令・定款に違反する、もしくはその恐れがある行為、あるいは会社の業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項を発見した時には、速やかに当社の監査役に報告する。子会社の取締役・監査役および使用人から上記事項につき報告を受けた者も同様とする。また、当社の監査役が必要に応じて子会社の取締役および使用人に報告を求めた場合には、迅速かつ適切に対応する。
 - ロ. 当社の監査役は、「関係会社月次会議」等に参加し、子会社の経営監視を行う他、「監査役監査規程」に基づき、随時子会社別に業務執行状況の監査を行う。
 - ハ. 当社の内部監査部は、実施した子会社監査の結果内容を遅滞なく当社監査役に報告するものとし、子会社の内部通報制度に基づき受理した通報のうち、重要性の高いものについてはその内容や対応状況について当社監査役に適宜報告する。

(9) 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社監査役への報告を行った当社および子会社の取締役・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役・従業員等に周知徹底する。
- ② 当社および子会社の「内部通報制度規程」では、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報者に対しては、当該通報をしたことを理由として一切の不利な取扱いを行うことを禁止しており、これに違反した者には懲戒処分その他適切な措置を行う。

(10) 当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払または償還等を請求した時は、その請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社負担で処理する。

(11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役および使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。

- ② 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長や内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社および子会社は、当社の「コンプライアンス行動規範」に従い、社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除する。また、名目の如何を問わず、利益の供与や不当な要求の受け入れは一切行わない。

(13) 業務の適正を確保するための運用状況の概要

- ① 取締役会の職務執行
当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役4名を含む監査役5名も出席しております。「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めに従い、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認および対策等の協議、検討を行う他、重要な事項に関しましては、その都度臨時取締役会を開催し、スピーディに対応しております（当事業年度では14回開催）。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。
- ② 監査役会の職務執行
当社の監査役会は、社外監査役4名を含む監査役5名で構成されており、原則として毎月開催の他、必要に応じて開催しております（当事業年度では16回開催）。また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や月次経営会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っております。取締役の職務執行については、「監査役会規程」の定めにより経営執行に対する監督強化に努めております。
- ③ コンプライアンス体制
当社では、経営幹部による「コンプライアンス委員会」を設置しており、社内のコンプライアンス遵守体制の整備状況をチェックしております（当事業年度では5回開催）。さらに、全従業員が「コンプライアンス規程」に従い、自主的に積極的な行動ができるように「コンプライアンス行動規範」を制定しており、所属長を通しての周知徹底を図っております。内容的には、行動規範項目とその指針・目的ならびに具体的な行動基準等を記載しており、その徹底状況を「コンプライアンス委員会」でも確認しております。一方、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、第三者機関および内部監査部を直接の情報受理者とする内部通報制度を構築しており、早期に問題点の対応を図るよう努めております。また、運営に当たっては、情報提供者の保護を十分配慮した「内部通報制度規程」を定め、厳正に実施しております。

④ リスク管理体制

当社では、経営幹部による「リスク管理委員会」を設置しており、潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております（当事業年度では4回開催）。一方、衛生管理体制につきましては、「食品衛生研究所」において厚生労働省や各保健所の基準に基づく各種細菌検査を定期的実施するとともに、入荷食材の品質検査、社内従業員への衛生教育・指導を厳格に行っております。

⑤ 子会社経営管理

当社グループでは、毎月「関係会社月次会議」を開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況および業務執行状況等についての報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております（当事業年度では12回開催）。また、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社の取締役もしくは取締役会にて十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

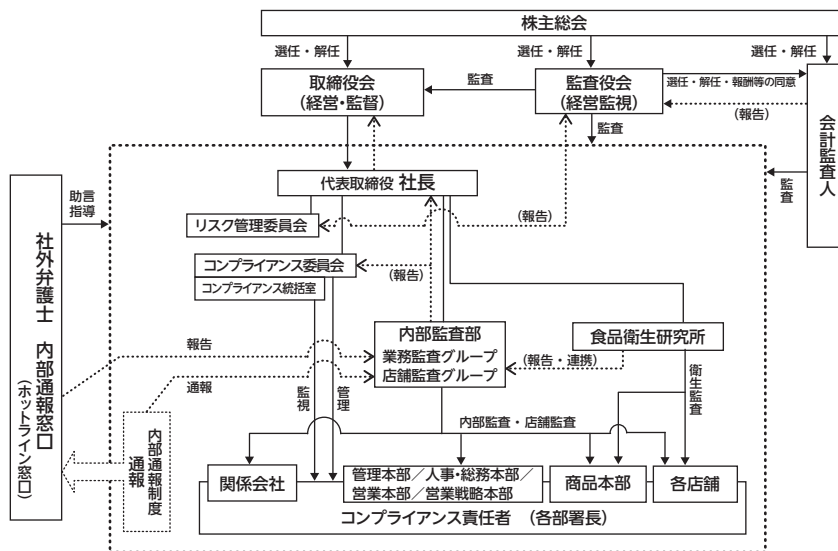
⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直轄の組織として内部監査部を設置しております。内部監査部は、本社、店舗、および関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役および会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

⑦ 反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、当社グループの全従業員がコンプライアンス規程に従い、自主的に積極的に行動が出来るように「大庄コンプライアンス行動規範」を制定し、周知徹底を図っておりますが、その第6章「社会との関係」の中の基本方針として「私たちは、良き企業市民としての義務を自覚し、企業が国家や地域社会に対して負っている責任を積極的に果たしていきます。」と明記しております。また、第29条（反社会的勢力との関係断絶）の条文では、「社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除します。また、名目の如何を問わず、利益の供与は一切いたしません。」と掲げております。さらには、社内教育研修においても、店舗業務に携わる従業員を中心に周知徹底を図っており、実際の現場での行動基準や対応方法などについても具体的かつ実践的な指導を行っております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに担当部署に報告し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

＜コーポレートガバナンス模式図＞



7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上ならびに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

当期末の配当金につきましては、当社を取り巻く経営環境と当期業績を総合的に勘案した結果、前期末と同額の1株当たり8円とさせていただき、通期では前期と同額の年間14円となります。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,625	流動負債	9,311
現金及び預金	15,071	買掛金	2,064
売掛金	1,913	短期借入金	125
有価証券	30	1年以内返済予定長期借入金	2,129
商品及び製品	452	1年以内償還予定社債	120
材料及び貯蔵品	158	リース債務	163
前払費用	709	未払金	2,539
繰延税金資産	302	未払法人税等	954
その他の引当金	151	未払消費税等	251
	△164	賞与引当金	396
		株主優待引当金	122
		店舗閉鎖損失引当金	23
		資産除去債務	23
		その他の負債	396
固定資産	22,384	固定負債	8,523
有形固定資産	10,941	社債	30
建物及び構築物	5,351	長期借入金	3,762
機械装置及び運搬具	439	リース債務	222
工具・器具及び備品	435	退職給付に係る負債	1,671
土地	4,268	役員退職慰労引当金	863
リース資産	307	入保証券	582
建設仮勘定	139	資産除去債務	1,386
無形固定資産	1,325	その他の負債	4
借地権	913	負債合計	17,835
リース資産	3	純資産の部	
その他の資産	408	株主資本	22,876
投資その他の資産	10,118	資本	8,626
投資有価証券	261	資本剰余金	9,908
長期貸付金	19	利益剰余金	4,944
差入保証金	5,912	自己株式	△602
敷金	3,581	その他の包括利益累計額	125
繰延税金資産	161	その他有価証券評価差額金	131
その他の引当金	264	土地再評価差額金	△5
貸倒引当金	△83	非支配株主持分	172
資産合計	41,010	純資産合計	23,174
		負債及び純資産合計	41,010

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		68,537
売上原価		25,905
売上総利益		42,631
販売費及び一般管理費		42,656
営業損失		24
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	
受取損害賠償金	8	
その他の	70	84
営業外費用		
支払払利息	50	
貸倒引当金繰入額	24	
その他の	59	134
経常損失		73
特別利益		
固定資産売却益	4,990	
関係会社株式売却益	9	
受取補償金	29	5,029
特別損失		
固定資産売却損	1,107	
固定資産除却損	279	
減損	1,025	
役員退職慰労引当金繰入額	295	
店舗関係整理損	72	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	23	2,804
税金等調整前当期純利益		2,151
法人税、住民税及び事業税		856
法人税等調整額		△150
当期純利益		1,446
非支配株主に帰属する当期純利益		26
親会社株主に帰属する当期純利益		1,419

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年9月1日残高	8,626	9,908	4,245	△602	22,177
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△289		△289
親会社株主に帰属する当期純利益			1,419		1,419
土地再評価差額金の取崩			△431		△431
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	698	-	698
平成28年8月31日残高	8,626	9,908	4,944	△602	22,876

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	その他の包括利益 累計額合計		
平成27年9月1日残高	151	△436	△285	161	22,053
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△289
親会社株主に帰属する当期純利益					1,419
土地再評価差額金の取崩					△431
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△20	431	410	11	422
連結会計年度中の変動額合計	△20	431	410	11	1,120
平成28年8月31日残高	131	△5	125	172	23,174

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………5社

米川水産(株)

(株)ディ・エス物流

(株)アサヒビジネスプロデュース

新潟県佐渡海洋深層水(株)

(株)ミッドワーク

当社は、平成27年10月20日に(株)ミッドワークの発行する一部株式を取得するとともに、同日付で同社が実施した第三者割当増資を引き受け、連結子会社としております。

また、(株)アルスにつきまして、平成28年8月31日付で当社が保有する全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等……………該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……………1社

(2) 持分法を適用した関連会社の名称……………(株)エム・アイ・プランニング

(3) 持分法を適用しない非連結子会社および……………該当事項はありません。

関連会社の名称等

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

(イ) 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 評価方法

商 品

冷 凍 食 品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

物流センターおよび食品工場の資産……………定額法

物流センターおよび食品工場以外の資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株 主 優 待 引 当 金……………将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当連結会計年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理方法は税抜方式により処理しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) および 「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。) 等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類および1株当たり情報に与える影響額はありません。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業損失、経常損失および税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積額の変更)

店舗等の不動産賃借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。

見積りの変更による増加額361百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

この変更により、従来に比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失への影響は軽微であり、税金等調整前当期純利益は71百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	70百万円
機械装置及び運搬具	18百万円
合計	89百万円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	60百万円
1年以内返済予定長期借入金	3百万円
長期借入金	20百万円
リース債務	37百万円
合計	121百万円

(3) 佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 27,687百万円

3. 土地再評価法

旧(株)榮太郎(平成15年3月10日合併)が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△15百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式…………… 21,198,962株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年11月27日 定時株主総会	普通株式	165	8.00	平成27年8月31日	平成27年11月30日
平成28年4月13日 取締役会	普通株式	124	6.00	平成28年2月29日	平成28年5月23日
計		289			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌期となるもの

平成28年11月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額…………… 165百万円
- ② 1株当たり配当額…………… 8円
- ③ 基準日…………… 平成28年8月31日
- ④ 効力発生日…………… 平成28年11月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主としてMMFおよび株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金および敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該差入保証金および敷金については、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金および未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらの支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年8月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	15,071	15,071	－
(2) 売掛金	1,913	1,913	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	292	292	－
(4) 差入保証金	5,912	5,912	－
(5) 敷金	3,581	3,581	－
資産計	26,772	26,772	－
(1) 買掛金	2,064	2,064	－
(2) 短期借入金	125	125	－
(3) 未払金	2,539	2,539	－
(4) 社債	150	149	△0
(5) 長期借入金	5,892	5,883	△8
負債計	10,771	10,762	△9

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。また、MMFは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(4)差入保証金、(5)敷金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回り等がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債、(5)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、[(3)有価証券及び投資有価証券]には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,112円5銭
2. 1株当たり当期純利益	68円63銭

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

賞与引当金	125百万円
未払事業税	90百万円
貸倒引当金	50百万円
前受収益	22百万円
未払事業所税	21百万円
棚卸資産	14百万円
その他	22百万円
繰延税金資産小計	346百万円
評価性引当額	△42百万円
繰延税金資産合計	303百万円

繰延税金負債

その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産の純額	302百万円

(固定資産)

繰延税金資産

繰越欠損金	849百万円
退職給付に係る負債	495百万円
資産除去債務	426百万円
減損損失（非償却資産）	376百万円
役員退職慰労引当金	267百万円
減価償却超過額	247百万円
貸倒引当金	26百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	2,695百万円
評価性引当額	△2,321百万円
繰延税金資産合計	373百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用	△157百万円
その他有価証券評価差額金	△57百万円
繰延税金負債合計	△215百万円
繰延税金資産の純額	157百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成28年9月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.26%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年9月1日から平成30年8月31日までのものは30.86%、平成30年9月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が17百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が20百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円それぞれ増加しております。

2. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	409百万円
1年超	796百万円
合計	1,205百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月23日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日 高 真理子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 原 正 三 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- しかしながら、今般、定時株主総会招集通知の発送後に損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表、並びに、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表の一部に修正が発生いたしました。二度とこのような事態を生じさせないように再発防止に向けた対策が実施されますが、今後当該対策の運用状況の有効性について注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年11月24日

株式会社 大庄 監査役会

常勤監査役	佐々木 芳 広	ⓐ
社外監査役	長 岡 勝 美	ⓐ
社外監査役	寺 坂 史 明	ⓐ
社外監査役	田 村 潤	ⓐ
社外監査役	内 山 義 雄	ⓐ
	以 上	

貸借対照表 (平成28年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,213	流動負債	8,002
現金及び預金	12,659	買掛金	1,814
売掛金	1,078	1年以内返済予定長期借入金	2,125
有価証券	30	1年以内償還予定社債	120
商品及び製品	376	一払債	163
原材料及び貯蔵品	143	未払法人税等	2,257
前払費用	686	未払消費税	524
繰延税金資産	231	未払賞与	171
その他の引当金	149	株主優待引当金	302
	△142	店舗閉鎖引当金	122
		資産除却引当金	23
		その他	23
固定資産	22,594	固定負債	8,030
有形固定資産	10,170	社債	30
建物	5,138	長期借入金	3,742
機械及び装置	437	退職給付引当金	180
工具・器具及び備品	440	役員退職慰労引当金	1,486
土地	3,720	受入資産除却引当金	832
リース資産	277	その他	410
建設仮勘定	139		1,347
その他の	17		0
無形固定資産	1,323	負債合計	16,033
借地権	913	純資産の部	
その他の	410	株主資本	21,649
投資その他の資産	11,100	資本金	8,626
投資有価証券	261	資本剰余金	9,908
関係会社株	1,422	資本利益剰余金	9,908
長期貸付	16	利益剰余金	3,715
差入保証	5,586	利益剰余金	176
敷入金	5,586	その他利益剰余金	3,538
繰延税金資産	3,574	別途積立金	3,109
繰延税金資産	114	繰越利益剰余金	429
その他の	248	自己株	△601
貸倒引当金	△78	評価・換算差額等	125
投資損失引当金	△45	その他有価証券評価差額金	131
		土地再評価差額金	△5
資産合計	37,808	純資産合計	21,774
		負債及び純資産合計	37,808

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	58,487
売上原価	17,555
売上総利益	40,931
販売費及び一般管理費	41,225
営業損失	293
営業外収益	
受取利息及び配当金	19
受取損害賠償金	8
受取保険金	6
その他の	46
営業外費用	
支払利息	43
貸倒引当金繰入額	24
その他の	58
経常損失	125
特別利益	
固定資産売却益	4,030
関係会社株式売却益	25
受取補償金	29
特別損失	
固定資産売却損	1,096
固定資産除却損	274
役員退職慰労引当金繰入額	295
減損損失	1,025
店舗関係整理損	73
店舗閉鎖損失引当金繰入額	23
投資損失引当金繰入額	45
税引前当期純利益	2,833
法人税、住民税及び事業税	914
法人税等調整額	380
当期純利益	△114
	648

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成27年9月1日残高	8,626	9,908	9,908
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	－	－	－
平成28年8月31日残高	8,626	9,908	9,908

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年9月1日残高	176	5,609	△1,998	3,787	△601	21,721
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩		△2,500	2,500	－		－
剰余金の配当			△289	△289		△289
当期純利益			648	648		648
土地再評価差額金の取崩			△431	△431		△431
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	△2,500	2,427	△72	－	△72
平成28年8月31日残高	176	3,109	429	3,715	△601	21,649

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 27 年 9 月 1 日 残 高	151	△436	△285	21,436
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 取 崩				—
剰 余 金 の 配 当				△289
当 期 純 利 益				648
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				△431
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△20	431	410	410
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△20	431	410	338
平成 28 年 8 月 31 日 残 高	131	△5	125	21,774

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

① 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 評価方法

商 品

冷凍食品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

物流センターおよび食品工場の資産……………定額法

物流センターおよび食品工場以外の資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 株主優待引当金……………将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当事業年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- (7) 投資損失引当金……………子会社株式等の実質価値低下による損失に備えるため、子会社等の財政状態を勘案の上、必要と認められる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税および地方消費税の処理方法は税抜方式により処理しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の営業損失、経常損失および税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積額の変更)

店舗等の不動産賃借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。

見積りの変更による増加額361百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

この変更により、従来に比べて、当事業年度の営業損失、経常損失への影響は軽微であり、税引前当期純利益は71百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 27,461百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 …………… 4百万円

関係会社に対する短期金銭債務 …………… 346百万円

4. 取締役に対する金銭債権 …………… 63百万円

5. 土地再評価法

旧(株)榮太郎(平成15年3月10日合併)が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 …………… 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 …………… △15百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

(イ) 売上高 …………… 164百万円

(ロ) 仕入高等 …………… 4,022百万円

営業取引以外の取引高 …………… 18百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	513,355株		—		—	513,355株
合計	513,355株		—		—	513,355株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

賞与引当金	93百万円
未払事業税	55百万円
貸倒引当金	43百万円
前受収益	22百万円
未払事業所税	21百万円
棚卸資産	9百万円
資産除去債務	7百万円
店舗閉鎖損失引当金	7百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	269百万円
評価性引当額	△37百万円
繰延税金資産合計	231百万円
繰延税金資産の純額	231百万円

(固定資産)

繰延税金資産

繰越欠損金	795百万円
退職給付引当金	455百万円
資産除去債務	412百万円
減損損失（非償却資産）	376百万円
役員退職慰労引当金	256百万円
減価償却超過額	244百万円
関係会社株式評価損	110百万円
貸倒引当金	24百万円
投資損失引当金	13百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	2,695百万円
評価性引当額	△2,369百万円
繰延税金資産合計	326百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△153百万円
その他有価証券評価差額金	△57百万円
繰延税金負債合計	△211百万円
繰延税金資産の純額	114百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成28年9月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.26%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年9月1日から平成30年8月31日までのものは30.86%に、平成30年9月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が、15百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が18百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料	
1年以内	106百万円
1年超	297百万円
合計	404百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

- (1) 親会社および法人主要株主等
該当取引はありません。
- (2) 子会社および関連会社等
該当取引はありません。
- (3) 兄弟会社等
該当取引はありません。
- (4) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員および個人主要株主	平辰	-	-	当社取締役 相談役	(被所有) 直接 3.0	店舗の賃借	第一ビル賃借	63	差入保証金	63
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ダイタン商事	東京都千代田区	74	不動産の管理、賃貸	-	事務所の賃借	大森シティビル賃借	80	敷金	43
							大森シティビル電気	13		
	(株)エム・アイ・プランニング	東京都葛飾区	10	飲料類の販売	当社所有 直接 20.0	飲料類の購入	商品仕入	610	買掛金	48

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 第一ビルおよび大森シティビルの賃借については、近隣相場を勘案し契約により所定金額を決定しております。
- 2 (株)ダイタン商事は当社取締役相談役平辰が議決権の100%を直接所有しております。
- 3 (株)エム・アイ・プランニングは当社取締役相談役平辰の近親者が議決権の60%を直接所有しております。
- 4 商品の仕入価格については、市場価格を勘案した一般的取引条件と同様に決定しております。
- 5 上記取引金額には、消費税は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額…………… 1,052円66銭
- 1株当たり当期純利益…………… 31円37銭

独立監査人の監査報告書

平成28年11月23日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日 高 真理子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 原 正 三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上並びに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えすべく、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額165,484,856円

なお、これにより、中間配当金（1株につき6円）を含めました当期の年間配当金は1株につき14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年11月28日

第2号議案 取締役1名選任の件

現在の取締役、水野 正嗣氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
みずの まさつぐ 水野 正嗣 (昭和27年12月29日生)	昭和51年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行	2,700株
	平成13年7月 同行川崎法人営業部長	
	平成15年6月 同行日本橋東法人営業部長	
	平成17年11月 同行出向、当社管理本部副本部長	
	平成18年9月 当社入社、管理本部副本部長	
	平成18年11月 当社取締役管理本部長	
	平成19年8月 当社取締役管理本部長兼コンプライアンス統括室長	
	平成19年11月 当社常務取締役管理本部長兼コンプライアンス統括室長	
	平成19年11月 (株)アルス監査役	
	平成20年4月 新潟県佐渡海洋深層水(株)取締役(現任)	
	平成20年10月 当社常務取締役管理本部長	
	平成22年9月 当社専務取締役管理本部長	
	平成23年9月 当社専務取締役管理統括本部長兼管理本部長	
	平成26年11月 当社専務取締役管理統括本部長兼管理本部長兼事業本部長	
	平成27年9月 当社専務取締役管理本部長(現任)	
	平成27年10月 米川水産(株)取締役	
平成27年10月 (株)アルス取締役		
平成27年10月 (株)ミッドワーク取締役(現任)		
平成28年10月 米川水産(株)監査役(現任)		

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成28年8月31日をもって取締役を辞任した平 辰氏に対し、在任中の功労に報いる為、当社内規に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
平 たつ辰	昭和46年11月 (株)朱鷺 (平成元年9月、(株)大庄に商号変更) 代表取締役社長 平成26年9月 当社取締役 平成26年11月 当社取締役相談役 平成28年8月 当社取締役相談役辞任

第4号議案 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は監査役の経営に対する独立性・中立性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図る事を目的として、報酬制度の見直しを行い、監査役の退職慰労金制度を廃止することを平成28年2月17日開催の取締役会において決議いたしました。従って、下記2名の監査役について、それぞれの就任時からの対象期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において打切り支給いたしたいと存じます。

ただし、支給の時期につきましては、各監査役の退任の時とし、その具体的金額、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給対象となる監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ささき よしひろ 佐々木 芳 広	平成23年11月 当社監査役 現在に至る
ながおか まさみ 長 岡 勝 美	平成17年11月 当社監査役(社外) 現在に至る

以 上

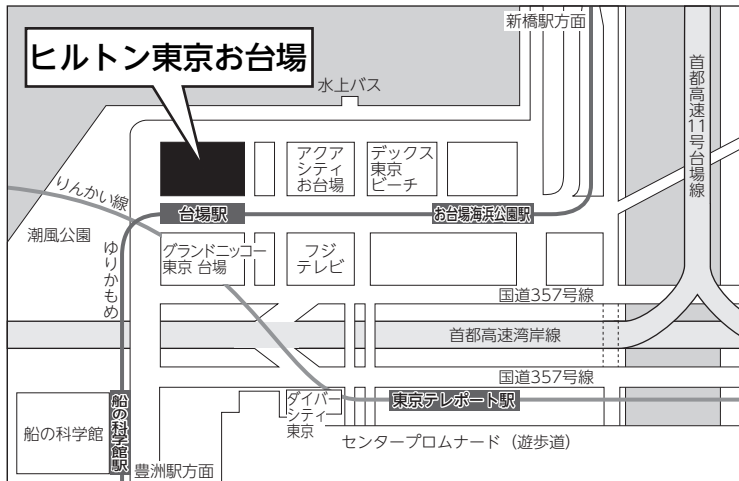
〈メモ欄〉

第45回定時株主総会会場案内図

会 場：東京都港区台場一丁目9番1号
 ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

交 通：東京臨海新交通ゆりかもめ 台場駅 直結
 東京臨海高速鉄道 東京テレポート駅 下車徒歩約10分

<駅周辺図>



<路線図>

